

児童手当について

児童手当の現況届について

現況届は毎年6月1日時点で児童手当を受給している方について、手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。

令和4年6月の児童手当制度の変更により、公簿などで現況を確認できる場合は、原則現況届の提出が不要です。

ただし、次の条件に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住市区町村と異なる方
- ④ 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ⑤ その他、赤平市から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要な方には赤平市から案内を郵送します。

※現況届が届いた方は、現況届を提出しないと6月分以降の手当を受け取ることができませんので、ご注意ください。



児童手当の支給日などについて

今回の児童手当の定期支給日は、令和5年6月5日(月)です。

令和5年10月定期支給から、支払通知書の送付を廃止いたします。支給日以降に記帳するなどしてご確認くださいますようお願いいたします。

＜支給月一覧＞

支給月	支給対象
6月	2月、3月、4月、5月分
10月	6月、7月、8月、9月分
翌年2月	10月、11月、12月、翌年1月分

各支払月の5日に支給します。

※転出などで受給資格が消滅した場合や、要書類の提出が遅れた場合は、支給日は右記と異なる場合があります。

※支払日が金融機関の休業日の場合などは、直前の営業日が振込日となります。

＜支給額＞

児童の年齢など		児童手当の額 (1人当たりの月額)
0歳から3歳未満		15,000円
3歳から小学校 終了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。



【問合せ】
子ども未来・医療給付係
☎ 32-2216

札幌法務局・札幌国税局・札幌運輸支局からのお知らせ

札幌法務局からのお知らせ

登記事項証明書の請求は、「かんたん証明書請求」で

不動産や会社・法人の登記事項証明書の請求が、自宅や会社のパソコンなどから、インターネットを利用して「かんたん証明書請求」で、必要な事項を入力するだけで手続きできます。

オンライン請求のメリット

- 1 窓口で請求する場合、手数料が1通600円のところ、「かんたん証明書請求」を利用すると、郵送での受け取りは500円(郵送料込み)、窓口での受け取りは480円となり、大変お得です。
- 2 請求した証明書は、自宅や会社などでの郵送による受け取りのほか、法務局の窓口でも受け取ることが可能です。
- 3 法務局の窓口は、17時15分までとなっていますが、「かんたん証明書請求」を利用する場合、21時まで請求することができます。

手数料は、インターネットバンキングや、ペイジー対応ATMで納付することができます。

問合せ
パソコン、スマートフォンの利用環境や操作方
法など詳細は、左記の「登記・供託オンライン申
請システム」ホームページをご覧ください。サ
ポートデスクへお問い合わせください。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>



サポートデスク ☎0500-3786-5797

札幌国税局からのお知らせ

税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において活躍する税務職員を募集しています。

詳細については、左記の「国会公務員採用試験」ホームページをご覧ください。

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



問合せ 札幌国税局人事第2課採用担当

☎011-231-5011
または最寄りの税務署(総務課)

札幌運輸支局からのお知らせ

やっぴはダメ！くるまの不正改造

6月は「不正改造車排除強化月間」

札幌運輸支局では、毎年6月を「不正改造車排除強化月間」として、不正改造車の排除に一層強化に取り組みとしています。

皆様もこの機会に、不正改造の防止について理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

詳しくはこちらをご覧ください

<http://www.tenken-seibi.com/>



問合せ・情報提供・相談

不正改造車110番

☎011-731-7168



第71回

「水泳」



右手のひらを下に向け右手2指を交互に上下にさせながら、右へ移動する。

手話モデル 河村 哲郎 さん
(赤平手話の会)